イ　利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努める。

⑵　保全事業の実施

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

なおその場合には、鳥獣保護管理事業計画に以下の事項を記載する。

ア　各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方

イ　鳥獣保護管理事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要）

また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図る。

第三　鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

都道府県は、遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣を保護収容後、野外に放つこと（以下「放野」という。）を除く。以下同じ。）に関する事項として、以下の事項を盛り込む。

1　鳥獣の人工増殖

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導する。この場合、下記の点に配慮する。

⑴　都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。

⑵　近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。

⑶　人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2　放鳥獣等

⑴　鳥類

ア　基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められ、放鳥計画を作成した場合には、同計画に基づき必要な個体数を放鳥できる。また、その際、猟区制度の積極的な活用を図る。放鳥を取りやめる場合は、当該鳥類の保護規制の活用等により、当該地域の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。

イ　放鳥の取扱い

1)　放鳥する鳥類の種類及び数量

放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。

数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。

2)　放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意する。

①　放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施して、放鳥効果の分析を行う。

②　放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。

③　放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行う。

④　特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。

⑤　放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ、ヤマドリ等を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせについて検討する。

⑥　放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

⑵　哺乳類

狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として、放獣を行わない。

⑶　希少鳥獣等

希少鳥獣及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応する。

⑷　外来鳥獣等

外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わない。

第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（以下、単に「捕獲許可」という。）等に関する事項として以下の事項等を盛り込む。

1　捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

捕獲許可に当たっては、法第９条第３項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

⑴　許可しない場合の基本的考え方

ア　捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ　捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ　第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ　捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

なお、法においては、個人又は法人（法第９条第８項に規定する「国、地方公共団体、第18条の５第２項第１号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第１項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。